

平成29年 No.29

○国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の制定について

制定理由

本学にアドミッションオフィスを置くことに伴い，必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成29年 6 月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程を次のように制定する。

平成29年 6 月22日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第21号

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程を別紙のとおり制定する。

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、アドミッションオフィス（以下「オフィス」という。）を置く。

(目的)

第2条 オフィスは、東京学芸大学（以下「本学」という。）のアドミッションポリシーに基づく入学者選抜を実施するための調査研究を行い、分析したデータを基に中長期的な入学者選抜方法の在り方等を検討するとともに、戦略評価室及び広報戦略室と連携をとりながら入試広報を進め、継続的に優秀な学生を確保することにより、本学の教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 オフィスは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜方法等に係る調査・研究に関すること。
- (2) 入学試験に関するデータの収集・分析に関すること。
- (3) 入学者選抜方法等に係る検証・改善に関すること。
- (4) 特別選抜試験の企画・立案等に関すること。
- (5) 入試広報の改善及び充実に関すること。
- (6) その他オフィスの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 オフィスは、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名
 - (2) 学長が指名する学長補佐 1名
 - (3) 各学系の教授会構成員のうちから学長が委嘱する者 各1名
 - (4) 学系選出の教育研究評議会評議員のうちから学長が委嘱する者 2名
 - (5) 入試課長
 - (6) 広報企画課長
 - (7) その他学長が指名する者 若干名
- 2 オフィスに室長及び副室長を置き、室長は前項第1号の構成員をもって充て、副室長は同項第2号の構成員をもって充てる。
- 3 室長は、オフィスの管理運営をつかさどる。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 前条第1項第3号及び第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(企画会議)

第6条 オフィスに、オフィスの運営及び第3条に規定する業務に関して必要な事項を審議するため、第4条に規定する構成員をもって組織する企画会議を置く。

2 企画会議に議長を置き、室長をもって充てる。

3 企画会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 オフィスに関する庶務は、学務部入試課が処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、オフィスの運営について必要な事項は、役員会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に選出される第4条第1項第3号及び第7号の構成員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

3 東京学芸大学入試情報委員会規程（平成20年規程第4号）は平成30年3月31日限り廃止する。